

昭和大学大学院学則

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この学則は、昭和大学（以下「本学」という。）大学院の修業年限、教育方法等その他学生の修学上の必要な事項について、定めるものとする。

2 本学大学院は、学校教育法に基づき、医学、歯学、薬学及び保健医療学に関する学術理論並びに応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 研究科ごとの教育研究上の目的を別表（1）のとおり定める。

(自己点検・評価)

第2条 前条の目的を達成させるために、教育研究の活動状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2章 組 織

(大学院の課程)

第3条 本学大学院に、次の課程を置く。

医学研究科 博士課程

歯学研究科 博士課程

薬学研究科 博士課程

保健医療学研究科 博士前期課程、博士後期課程

2 保健医療学研究科の博士課程は、前期及び後期に区分し、前者を博士前期課程、後者を博士後期課程とする。

(課程の目的)

第4条 医学研究科、歯学研究科、薬学研究科の博士課程及び保健医療学研究科博士後期課程は、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第5条 保健医療学研究科博士前期課程は、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与することはもとより、資格（保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士）の違いを超えて共有できる「知と技の体系化」を目指し、保健医療分野全体に関する包括的な知識と見識を備え、高い専門性を持って臨床実践および臨床研究においてリーダーシップを発揮し、チーム医療を推進できる人材育成を目的とする。

(研究科及び専攻)

第6条 各研究科にそれぞれ専攻を置く。

医学研究科医学専攻

歯学研究科歯学専攻

薬学研究科薬学専攻

保健医療学研究科保健医療学専攻

第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第7条 医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。

2 保健医療学研究科の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限を2年、博士後期課程の標準修業年限を3年とする。

(在学年限)

第8条 医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科博士課程の在学年限は8年、保健医療学研究科の博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えて大学院に在学することはできない。

(学年・学期)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また、学期は次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、本学学則第10条を準用する。

第4章 学生定員

(学生定員)

第11条 学生収容定員は、次の通りとする。

研究科	博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		収容定員 合計
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
医学研究科			60人	240人	240人
歯学研究科			22人	88人	88人
薬学研究科			15人	60人	60人
保健医療学研究科	20人	40人	6人	18人	58人
合計	20人	40人	105人	406人	446人

第5章 教育方法等

(教育方法等)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の講義、実習、演習等及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び単位)

第13条 医学研究科における授業科目及びその単位数については、別に定める。

2 歯学研究科における授業科目及びその単位数については、別に定める。

3 薬学研究科における授業科目及びその単位数については、別に定める。

4 保健医療学研究科における授業科目及びその単位数は、別に定める。

(修了要件)

第14条 学生はその在学期間中に、それぞれの専門課程において定められた授業科目につき、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(在学期間の短縮)

第15条 優秀な業績を上げた者については、特例により当該研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長は次の各号に掲げる年数以上を在籍すれば足りるものとすることができる。

(1) 博士前期課程 1年

(2) 博士後期課程 博士前期課程又は修士課程に2年以上在籍し、当該課程を修了した者 1年

博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在籍し、当該課程を修了した者

博士前期課程又は修士課程における在籍期間を含めて3年

(3) 博士課程 3年

(教育方法の特例)

第16条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(本学他研究科での履修認定)

第17条 教育上有益であると認めるときには、その所属学生に対し、所定の授業科目のほか、当該研究科内の他専攻若しくは本学他研究科又は本学学部配置された授業科目を指定し、これを履修させることができる。

2 前項により履修した単位(本学学部での履修を除く)については15単位を超えない範囲で教授会の審議を経て、学長が認定することができる。

(他大学院等での履修認定)

第18条 教育上有益であると認めるときには、国内外での他の大学院又は他の研究所における学修を、本学大学院における授業科目としてみなし、15単位を超えない範囲内で教授会の審議を経て、学長が認定することができる。

2 前項によって修得した単位については、前条と合わせて15単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。

3 第1項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、1年以内とする。ただし、博士前期課程を除いて、教育上有益であると認められるときには、更に教授会の審議を経て、学長が延長を許可することができる。

(入学前の単位認定)

第19条 本学大学院が教育上有益であると認めるときには、本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院(外国の大学院も含む)の授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、第17条及び第18条とは別に、15単位を超えない範囲で教授会の審議を経て、学長が認定することができる。

2 前項によって修得した単位については、第17条及び第18条と合わせて20単位を超えない範囲で修了要件に算入できる。

(試験及び評価)

第20条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験もしくは口頭試験又は研究報告によって決定し、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 各授業科目の評点は、次のとおりとする。評価基準については、各研究科の定めるところによる。

優 合格

良	合格
可	合格
不可	不合格

第6章 学 位

(学位論文の提出等)

第21条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。

(学位論文の審査等)

第22条 学位論文の審査及び最終試験の合否は、教授会が委員会を設け、その報告に基づいて審議し、学長が決定する。

(学位の授与)

第23条 所定の単位を修得し、前条の規定により課程を修了した者には、当該課程に応じて、修士又は博士の学位を学長が授与する。

2 前項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

医学研究科	博士（医学）
歯学研究科	博士（歯学）
薬学研究科	博士（薬学）
保健医療学研究科	修士（保健医療学） 博士（保健医療学）

第24条 学位については、前条に定めるほか、学位規則の定めるところによる。

(博士課程によらない学位授与)

第25条 医学研究科博士課程、歯学研究科博士課程、薬学研究科博士課程、保健医療学研究科博士後期課程を経ない者で、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、これらの課程の者と同等以上の学力があると認められた者に、博士の学位を授与する。

(学位記の様式)

第26条 学位記の様式は、別に定める。

(論文の公表)

第27条 学位論文（博士）は、学位を授与されてから1年以内に印刷公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定により学位論文を印刷公表する場合には「昭和大学審査学術論文」と明記しなければならない。

第7章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第29条 医学研究科に入学することのできる者は、学士（医学）の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

2 歯学研究科に入学することのできる者は、学士（歯学）の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有

する者でなければならない。

3 薬学研究科に入学することのできる者は、学士（薬学6年制）の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

4 保健医療学研究科博士前期課程に入学することができる者は、学士（看護学、理学療法学、作業療法学）の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

5 保健医療学研究科博士後期課程に入学することができる者は、修士（保健医療学、看護学、理学療法学、作業療法学等）の学位を持つ者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

（入学の出願）

第30条 本学大学院の各課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第31条 前条の入学志願者に対しては、学力試験、面接試験等を行い、入学願書その他書類等を総合して教授会が審議し、入学を許可すべき者を学長が決定する。

（入学手続・入学許可）

第32条 入学（再入学及び転入学を含む）を許可された者は、本学所定の方式によって宣誓し、在学保証書に入学金を添え本学に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第33条 保証人は、学費等及び故意又は過失により本学の施設を損壊した場合の損害賠償債務その他の本人が在学中に本学に対して負う一切の債務について、本学に対し、連帯して保証する。

2 前項の保証契約における極度額は、学則第7条に定める本人の入学時点での各研究科及び課程の修業年限における学費（ただし、入学手続時に納入した入学金及び前期授業料・実習費・施設費を除く。）とする。

（保証人の変更）

第34条 保証人が死亡したときは、すみやかに他に保証人を定め、保証書を提出しなければならない。

（再入学）

第35条 課程の中途において退学した者で、再び同一専門課程に入学を志願する者には、退学後2年以内に限り、これを許可することがある。

（転入学）

第36条 他大学の大学院生で、当該大学大学院の学長及び所属研究科長の承認を得た者が、本学大学院に転入学を願い出たときは、欠員ある場合に限り、学長は教授会の審議を経て、これを許可することがある。

第8章 休学、転学及び退学

（休学）

第37条 疾病その他やむを得ない事由により2ヶ月以上学習できない場合には、その事由を証明する書類を添えて、学長に休学を願い出なければならない。

2 次の各号に定める場合を除き、休学期間は、1年以内とする。

(1) 特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

(2) 本学の認める専門臨床研修プログラムに専念する場合は、毎年度休学手続きを行うことにより、その期間を休学期間として認めることができる。

3 休学期間は、通算して医学研究科、歯学研究科、薬学研究科の博士課程は4年、保健医療学研究科の博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。ただし、前項第2号による休学期間については、通算休学年数に加算しない。

4 休学期間は、第8条の在学年限には算入しない。

(休学命令)

第38条 病気その他の事由によって学習することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

(復学)

第39条 休学の期間満了の場合又は休学期間であっても、その事由が消滅した場合には学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 学生が他の研究科に転学しようとするときは、事由を具して、その専門課程における主科目の属する講座の主任教授を経て、学長に転学願を提出しなければならない。

2 保健医療学研究科の学生は、研究科長を経て、学長に転学願を提出しなければならない。

(退学)

第41条 学生が退学しようとするときは、事由を具して、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一つに該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 正当な事由がなく学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 第8条に規定している当該研究科の在学年限を超えた者

(3) 死亡又は1年以上行方が分からない者

(復籍)

第43条 前条第1項により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復学取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第9章 学費

(入学検定料の納入)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、入学検定料を納入しなければならない。

(入学金の納入)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学金を納入しなければならない。

(授業料及びその他の学費の納入)

第46条 大学院学生は、毎年所定の期日までに、授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

2 授業料及びその他の学費の納入時期及び納入方法については、別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等の額)

第47条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費の額については、別に定める。

(学費の減免)

第48条 授業料及びその他の学費の減免については別に定める。

(納入済みの入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費)

第49条 納入済みの入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。

第10章 職員組織

(職員組織)

第50条 本学大学院を担当する教育職員は、本学の教授、准教授、講師、助教及び兼任の教育職員並びに連携教育職員とする。

- 2 前項の教育職員のうち、研究指導を行えるのは、別に定める大学院研究指導教員の資格を付与された者とする。
- 3 大学院の運営のために教育職員以外の職員若干名を置く。
- 4 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、第1項、第2項の職員に対し研修の機会を設ける。研修の時期、内容等の詳細は別に定める。

第11章 運営組織

(研究科教授会)

第51条 各研究科に教授会を置く。

- 2 医学研究科及び歯学研究科の教授会は、所属教授をもって組織し、当該研究科長がこれを主宰する。ただし、必要ある場合には、准教授もこれに出席して発言することができる。
- 3 薬学研究科及び保健医療学研究科の教授会は、所属教授及び准教授をもって組織し、当該研究科長がこれを主宰する。

(審議事項)

第52条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位論文の審査及び学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 3 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第12章 研究指導施設

(研究指導施設)

第53条 大学院に学生研究室及び実験実習室を置く。

- 2 学部及び研究室の施設は、必要に応じ学生の研究及び指導のために用いる。

第13章 留学

(留 学)

第54条 外国の大学院や研究所等に留学を志望する学生は、書面をもって学長に許可を得なければならない。

- 2 前項で許可を得て留学した期間は、課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- 3 単位認定については第18条を準用する。

第14章 科目等履修生、聴講生、委託生、外国人学生及び大学院留学生

(科目等履修生、聴講生、委託生、外国人学生及び大学院留学生)

第55条 大学院に科目等履修生、聴講生、委託生、外国人学生及び大学院留学生制度を置く。

2 前項に関しては、別に定める。

第15章 厚生補導

(厚生補導)

第56条 厚生補導に関しては、本学学則第13章を準用する。

第16章 賞 罰

(表 彰)

第57条 品行方正、学力優秀な者又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、学長は教授会の審議を経て、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第58条 本学則、若しくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、又は学業を怠り、その他学生としての本分に反する行為のあった者については、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により譴責、謹慎、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号の一に該当する場合、教授会の審議を経て、学長がこれを命ずる。

- (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第17章 雑則

(学則等の変更)

第59条 この学則及び本学が定めるその他の諸規則（以下「学則等」という。）は、必要に応じて変更することができる。

附 則

1. この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
2. この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。
3. この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。
4. この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。
5. この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。
6. この改正学則は、平成3年9月1日から施行する。
7. この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、学位に関する改正条項については、平成3年9月1日から適用する。

8. この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。

9. この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。

10. この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

11. この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

12. この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。

13. この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

14. この改正学則は、平成21年7月1日から施行する。

15. この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

16. この改正学則は、平成22年11月1日から施行する。

17. この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

18. この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 平成23年度以前の入学生には、従前の学則を適用する。

(3) 平成23年度以前の入学生の学費については、なお従前の例による。

19. この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

20. この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

21. この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

22. この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

23. この改正学則は、平成30年8月1日から施行する。

24. この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

25. この改正学則は、令和元年8月1日から施行する。

26. この改正学則は、令和2年9月1日から施行する。

27. この改正学則は、令和2年12月1日から施行する。

28. この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

29. この改正学則は、令和3年9月1日から施行する。

30. この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

31. この学則の改廃は、各教授会の審議ののち学長を経て、理事会の承認を要するものとする。

(別表1)

大学院研究科の教育研究上の目的

医学研究科博士課程

医学研究科の博士課程は、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

歯学研究科博士課程

歯学研究科の博士課程は、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

薬学研究科博士課程

薬学研究科の博士課程は、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

保健医療学研究科博士後期課程

保健医療学研究科の博士後期課程は、独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とする。

保健医療学研究科博士前期課程

保健医療学博士前期課程は、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与することはもとより、資格（保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士等）の違いを超えて共有できる「知と技の体系化」を目指し、保健医療分野全体に関する包括的な知識と見識を備え、高い専門性を持って臨床実践および臨床研究においてリーダーシップを発揮し、チーム医療を推進できる人材育成を目的とする。